

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 4 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第 80 号

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則を廃止する規則

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則（令和元年さいたま市規則第 36 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。